



マイナ保険証について

健康保険証の発行が昨年2024年12月2日に廃止されました。(発行済みの健康保険証は廃止日から最大1年利用できますので現行保険証を利用されている方もいらっしゃいます)

最近 薬局でマイナ保険証を利用する患者様が増えてきた印象があります。そこで 今回はマイナ保険証を利用させていただくにあたり薬局で質問の多かった内容についてお話しします。

マイナ保険証は毎回、薬局の際に提示が必要ですか？

＜答え＞はい そのとおりです。病院やクリニックに受診の際毎回提示が必要とされています。

マイナ保険証を毎回提示することにより主治医や薬局に薬剤・診療情報 健診の結果などの情報共有ができてスムーズな診察 調剤ができることとなります。

では、お薬手帳は要らないんじゃないの？

＜答え＞いいえ お薬手帳の提出もお願いいたします。マイナ保険証の診療・薬剤情報の更新日は毎月11日ごろとなります。

この更新は遅れることもあったり 直近の情報が反映されていないことがあります。まれに一部の医療機関によっては情報が作成されないこともあります。

また、保険をつかわない自由診療に関しては診療内容や薬の内容もデータとしては反映されません。

災害や急なトラブルなどにも備えるためにもぜひお薬手帳の継続のご利用をお願い致します。

診療・薬剤情報はどこから？何の情報を基にしているか？

保健医療機関・保険薬局が審査支払機関(保険者から審査支払を委託された機関)へ電子請求した診療・調剤報酬明細書の情報を基に作成されています

転職や就職して間もないのですが マイナ保険証は使えますか？

＜答え＞転職先の保険組合等に加入の届け出を済ませ

保険者から資格情報をシステムに登録して処理完了されると マイナ保険証が利用できます。

受診した際にマイナ保険証のカードリーダーの故障や、カードリーダーが無かった場合はどうなりますか？

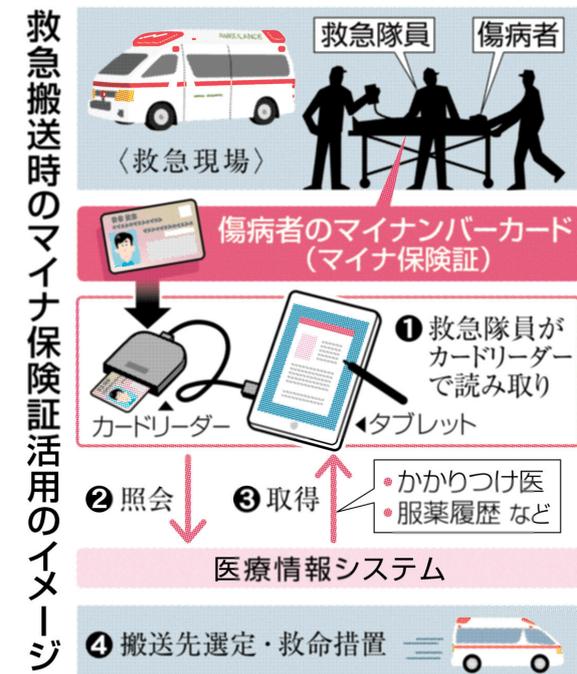
＜答え＞「資格情報のお知らせ」または「スマートフォン」のマイナポータル資格情報画面をマイナ保険証と一緒に提示することにより受診ができます。

資格情報のお知らせ→マイナ保険証を利用する人
資格確認書→マイナ保険証をもっていない人

混乱しそうです・・・

最後に

「マイナ救急」という言葉を ご存じですか？



2025年4月から実証事業として、準備が整い次第全国の消防本部で開始する予定とのことです

薬局でマイナ保険証を提示する際にご不明な点等ございましたら お気軽にお声がけください。

参考資料 厚生労働省 HP 総務省 HP

ケンユウ青山薬局 作成